

東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策
貸付資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者の経営安定化を支援するため、静岡県が実施する融資制度に基づく融資を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、東伊豆町補助金等交付規則（令和2年東伊豆町規則第9号。以下「補助金等交付規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 静岡県が実施する融資制度 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）第3に規定する経営安定資金のうち、別表の経済変動対策貸付の新型コロナウイルス感染症対応枠に係る資金をいう。
- (3) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する感染症をいう。

(利子補給の対象融資)

第3条 利子補給の対象融資は、静岡県が実施する融資制度の令和2年2月12日から令和2年8月31日までの申込み分とする。ただし、静岡県が必要に応じて取扱期間を延長する場合は、その延長期間に準じて期間を延長するものとする。

(利子補給金の交付対象者)

第4条 利子補給金の交付対象者は、静岡県が実施する融資制度を受ける者で、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 町内に本社又は主たる事業所、店舗等を有する者
- (2) 資金の融資の申込み日において、1年以上継続して同一事業を営む者

(3) 町税に滞納がない者。ただし、納付計画等を行っている場合は対象とする。

(利子補給金の交付額等)

第5条 町長は、第3条に規定する融資を借り受けた中小企業者に対し、当該融資の借入日から3年を限度として、金融機関に支払った利子の全額を利子補給金として交付する。ただし、融資の返済を遅滞することによって生じた利子については該当しない。

2 利子補給金の対象となる融資の限度額は、8,000万円とする。

(交付の申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 借入金融機関の発行する融資実行通知書の写し
- (2) 借入金融機関の発行する返済予定表に準ずる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として毎年度1回、翌年度の4月5日までにを行うものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告の省略等)

第8条 町長は、事務の効率化を図るため、補助金等交付規則第13条に規定する補助事業等完了報告書の提出を省略するものとする。

2 町長は、前条に規定する交付決定通知書をもって、当該利子補給に係る交付確定があったものとみなす。

(請求)

第9条 第7条の交付決定通知を受けた者は、請求書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 元利支払証明書(様式第4号)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(取消し及び返還)

第10条 町長は、第7条の交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は利子補給金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第6条に規定する申請書類等に偽り又はその他の不正行為があったとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、町長が不相当と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。